

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則（昭和52年新潟県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員組織) 第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、 <u>庶務係長</u> 、事務職員 (3) <u>副校長</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)	(職員組織) 第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) <u>教頭</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。